

項 目	内 容	備 考
④ 金利相当額	<p>加者と本取引所との間に新たに発生するものとする。この場合における当該建玉の消滅及び発生をロールオーバーという。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日経 225 証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーのために、建玉が決済された場合に予定される決済期日が繰り延べられることとなったときは、当該建玉には繰り延べられた日数に応じた利息が発生するものとする。この利息を「金利相当額」という。 取引時間帯終了時における売建玉の所有者には金利相当額分の正の差金が発生し、買建玉の所有者には金利相当額分の負の差金が発生する。 金利相当額は以下の式で算出し、小数点以下は切り捨てる。 建玉 1 枚当たりの金利相当額 $= (\text{清算価格} \times 100) \times (\text{利率}) \times (\text{日数} \div 365)$ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利相当額算出のために用いる利率は、日本銀行金融政策決定会合が決定する無担保コール翌日物誘導目標（無担保コール翌日物誘導目標が一定の幅により決定されているときは、その中央値）とする。 金利相当額分の差金は毎取引日の終了後に発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 「清算価格」については、II.清算関連項目のうち、2.(2)を参照。 計算式中の「100」の数字は、日経 225 証拠金取引の取引単位に基づく（取引単位については、(4)①を参照。）。
⑤ 配当相当額	<ul style="list-style-type: none"> 日経平均株価を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の所有者には、予想される配当金の支払いが日経平均株価に与える理論上の影響値（日経平均ベースの配当落ち）に相当する差金が発生する。この日経平均ベースの配当落ちに相当する差金を「配当相当額」という。 権利付最終日と同一の取引日（権利付最終日が取引日でない場合は、その直前の取引日）に係る取引終了時における売建玉の所有者には配当相当額分の負の差金が発生し、買建玉の所有者には配当相当額分の正の差金が発生する。 配当相当額の額は、権利付最終日と同一の取引日における取引終了後に本取引所が定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利付最終日とは、配当を受け取る権利を確定させる最終売買日であり、通常、「配当落ち等の期日」（権利確定日（配当を受ける者を確定させる基準日）の 2 営業日前（権利確定日が休業日に当たるときは、3 営業日前）の日）の前営業日となる。 配当相当額分の差金は配当が見込まれる都度発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 取引日等</p> <p>① 市場運用時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当相当額の算出は、日経平均構成銘柄のうち、配当落ちが発生する銘柄について、その権利付最終日と同一の取引日における取引終了後ごとに次の計算を行い、小数点以下第 2 位 (小数点第 3 位を四捨五入) まで求める。 <p>配当相当額</p> $= (\text{予想される配当額}) \times (50 \div \text{見なし額面}) \div (\text{除数})$ <p>建玉 1 枚当たりの配当相当額</p> $= (\text{配当相当額}) \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の銘柄の権利付最終日が同一日となる場合は、それぞれの銘柄について波線部の計算を行い、その合計を除数で除したものを配当相当額とする。 ・ 日経 225 証拠金取引の市場運用時間は、次のとおりとする。 <p>プレオープン時間帯:</p> <p>月曜日 (月曜日が日経 225 証拠金取引の休業日であるときは順次繰り下げる)</p> <p>AM8:00～AM8:30</p> <p>火曜日、水曜日、木曜日、金曜日</p> <p>AM8:20～AM8:30</p> <p>付 合 せ 時 間 帯: AM8:30～翌日の AM6:00 (米国ニューヨーク州が夏時間適用時は、AM8:30～翌日の AM 5:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所が必要と認める場合には、市場運用時間を臨時に変更することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みなし額面」とは、2001 年 10 月の商法改正で廃止された額面制度が現在まで引き継がれたと想定した場合に、現在の額面として見なされる値として株式会社日本経済新聞社が銘柄ごとに定める数値。 ・ 「除数」とは、通常の株式分割や銘柄入れ替え等の理由で株価が変化する際に、指数の連続性を保つための計算に用いる数値として株式会社日本経済新聞社が定める数値。 ・ 計算式中の「100」の数字は、日経 225 証拠金取引の取引単位に基づく(取引単位については、(4)①を参照。) ・ プレオープン時間帯とは、呼び値を受け付けるが、付合せを行わない時間帯をいう。 ・ 付合せ時間帯とは、呼び値を受け付け、かつ、付合せを行う時間帯をいう。

項 目	内 容	備 考
② 取引日	<ul style="list-style-type: none"> 取引日は、1 つのプレオープン時間帯及びこれに続く付合せ時間帯を組み合わせた時間帯をいう。 	
③ 休業日	<ul style="list-style-type: none"> 日経 225 証拠金取引においては、次に掲げる日を休業日とする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 土曜日及び日曜日 b. 1 月 1 日(1 月 1 日が日曜日に当たるときは、1 月 2 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
(3) 取引の成立方法	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイク方式とする。 呼び値の順位は、価格優先・時間優先の原則に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイク方式とは、マーケットメイカーがマーケットメイクとして提示する売呼び値(又は買呼び値)と、取引参加者が提示するマーケットメイクでない買呼び値(又は売呼び値)との間で取引が成立する方式をいう。 取引の成立ルールの詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。
(4) 取引単位及び呼び値		
① 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> 取引単位は、日経平均株価の数値に 100 を乗じて得た額を一単位とする。 	
② 呼び値	<ul style="list-style-type: none"> 呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 呼び値の単位は、1 円単位とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 呼び値の種類の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。
③ 呼び値の最小変動幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼び値の最小変動幅は、1 円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 最小変動幅に基づく最小の収益変動値は、1 円×100=100 円となる。

項 目	内 容	備 考
<p>(5) 取引の制限</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 注文に付加できる条件</p> <p>(2) ギブアップ及びブロック取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 価格の誤発注防止等の観点から、次に掲げる注文及び取引の制限制度を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①注文受付可能値幅(ダイナミック・プライス・リミット、DPL) ②注文の数量制限 ③MM(マーケットメイカー)プライスリミット(MMPL) ④制限値幅 • 注文には、その効力に影響を及ぼす条件を付加することができる。 • 日経 225 証拠金取引については、ギブアップを行うことができない。 • 日経 225 証拠金取引については、ブロック取引を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> • それぞれの制度の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 • 条件の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 • ギブアップとは、成立した取引の清算及び決済を、取引を発注した取引参加者と異なる取引参加者が行うことをいう。 • ブロック取引とは、定められた条件の下で取引参加者がマーケットメイク方式によらずに成立させる取引をいう。

II. 清算関連項目

項 目	内 容	備 考
<p>1. 建玉等</p> <p>(1) 建玉の保有及び決済の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者(自己取引分)及び顧客の建玉保有及びその決済方法として、次のいずれかの方法を定める。 ①先入先出法: 転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法。 この方法では、売建玉を有する取引参加者又は顧客が買付取引を行った場合は、買付取引の成立と同時に、成立した取引数量と同数の売建玉が減じられ、売建玉の数量を上回る数量の買付取引が成立していれば、その上回る数量の買建玉が発生する(買建玉を有する取引参加者又は顧客が売付取引を行った場合も同様。) ②指定決済法: 日経 225 証拠金取引の売建玉と買建玉を同時に保有し、その申告に基づいて売建玉及び買建玉を相殺して減じる方法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、先入先出法又は指定決済法のいずれかを顧客の建玉保有方法としてあらかじめ決定し、顧客に提供することができる(必ず顧客に選択権を与える義務はない)。 ・取引参加者が顧客に対し、先入先出法と指定決済法の選択を委ねている場合は、顧客は日経 225 証拠金取引を委託する前に、あらかじめ取引参加者に対し、先入先出法又は指定決済法のいずれかを指定しなければならない。
<p>(2) 指定決済法における転売・買戻しの申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定決済法による決済を選択した取引参加者は、両建てにより保有する建玉を決済する場合は、本取引所が定めるところにより、決済しようとする建玉及びその数量等を特定する情報を本取引所に申告しなければならない。 ・本取引所は、取引参加者から転売・買戻しの申告を受けたときは、その申告された内容に従って、相殺により売建玉及び買建玉を減じる。 ・指定決済法により両建ての建玉を減じる場合は、減じる建玉について、申告が行われた取引日の前取引日までの株価指数差金(後述)が累計され、清算される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定決済法を選択した顧客は、取引参加者に対し転売・買戻しの申告を行う。 ・売建玉及び買建玉の双方を有していれば、その建玉が発生した取引日を問わず、任意の取引日において転売・買戻しの申告を行うことができる。
<p>2. 建玉の保有</p> <p>(1) 建玉の保有に伴う差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉を保有することにより、一取引日の終了後において、次に掲げる株価指数差金が発生する。 ①金利相当額 	<ul style="list-style-type: none"> ・株価指数差金については、3.(1)を参照。 ・①の金利相当額の詳細については、I. 取引関連項目のうち、1.(1)④を、②の配

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ②配当相当額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金 	<p>当相当額の詳細については、同じく⑤を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数差金は、発生する都度、投資者の計算に属するものとする。
(2) 清算価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉の保有により生じる株価指数差金を、未決済株価指数差金と総称する。 ・ 本取引所は、日経 225 証拠金取引に係る建玉について、清算価格を定める。 ・ 清算価格は、毎取引日の日経 225 証拠金取引市場の付合せ時間帯終了前の時間帯における取引価格を元に、本取引所が算出する価格とする。 	
(3) 引直株価指数差金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引直株価指数差金とは、新たに成立した取引により発生した建玉について、ロールオーバー時に、その約定価格と、その成立した取引日の清算価格を比較して算出した額をいう。 	
(4) 更新株価指数差金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新株価指数差金とは、ロールオーバーにより発生した建玉について、新たなロールオーバー時に、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出した額をいう。 	
3. 建玉の決済		
(1) 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所と清算参加者間の決済は、建玉の決済によって生じる差金を決済する方法(差金決済)による。 ・ 日経 225 証拠金取引において差金決済の対象となる金銭を株価指数差金という。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉に基づく債務を履行する、いわゆる受渡決済は行わない。
(2) 決済株価指数差金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉の決済により確定する株価指数差金(決済株価指数差金という。以下同じ。)は、次に掲げる損益の合計額とする。 ①金利相当額の累計額 ②配当相当額の累計額 ③引直株価指数差金 	

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 解消株価指数差金</p>	<p>④更新株価指数差金の累計額</p> <p>⑤解消株価指数差金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決済株価指数差金は、利益であれば取引証拠金に加え、損失であれば取引証拠金からその額を差し引く。 ・ 建玉を解消することにより、解消した建玉及びこれに係る反対売買の価格の差に基づく確定した損益が算出される。 ・ 先入先出法では、転売又は買戻しに係る約定価格と、次に掲げる価格を比較して算出した額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①転売又は買戻しによって減ることとなる建玉が、転売又は買戻しが行われた取引日と同じ取引日に行われた取引により発生している場合は、その建玉に係る約定価格 ②転売又は買戻しによって減ることとなる建玉が、ロールオーバーにより発生している場合は、転売又は買戻しが行われた取引日の前取引日の清算価格 ・ 指定決済法では、次に掲げる価格差から算出した額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①解消する売建玉と買建玉の双方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生している場合は、売建玉に係る取引の約定価格及び買建玉に係る取引の約定価格の差 ②解消する売建玉と買建玉の一方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生し、他方がロールオーバーにより発生している場合は、前者に係る取引の約定価格と、後者に係る当該申告が行われた取引日の前取引日の清算価格の差 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加及び差引は、決済した建玉に係る決済日の午前 10 時 00 分までに行う。 ・ 決済する売建玉と買建玉の双方がロールオーバーにより発生している場合は、解消株価指数差金は零となる。
<p>4. 取引証拠金</p> <p>(1) 取引証拠金の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、取引参加者及び顧客が、日経 225 証拠金取引に係る債務の履行を担保することを目的として本取引所に預託するものである。 ・ 取引証拠金の預託義務がある者は、一取引日の取引時間終了時に建玉を有する取引参加者及び顧客である。 	

項 目	内 容	備 考
(2) 証拠金基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日経 225 証拠金取引に関し、証拠金所要額((3)参照)の算出の根拠となる証拠金基準額の算出は、次の方法による。 <ul style="list-style-type: none"> ①週の最終取引日における付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算定基準日とし、一の算定基準日の属する週からさかのぼる 24 週間(当該週を含む。)における各取引日について、一の取引日の清算価格を当該一の取引日の前取引日の清算価格で除した数値を算出する。 ②①で求めた数値について、それぞれ自然対数をとる。 ③②で得られた数値の標準偏差を算出する。 ④③で得られた数値に 2.58 を乗じる。 ・ ⑤④で得られた数値に算定基準日が属する取引日の清算価格を乗じ、100 倍して端数金額を 10 円単位に切り上げて得られた額を証拠金基準額とする。上記の方法により算出する証拠金基準額は、算定基準日の属する週の翌々週における最初の取引日から最終取引日まで適用する。 ・ 本取引所が上記の方法により証拠金基準額を定めることが適正でないとは判断したときは、その都度適正と認める証拠金基準額を定めることができる。 ・ 本取引所は、証拠金基準額を毎週算出し、公表を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーに適用する証拠金基準額については、別途本取引所が定める。 ・ 「100」の数字は、日経 225 証拠金取引の取引単位に基づく(取引単位については、I. 取引関連項目のうち、1.(4)①を参照。)
(3) 証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金所要額(必要な取引証拠金の額をいう。)は、次の計算式により求められる。 $\text{証拠金所要額} = \text{建玉 1 枚当たりの証拠金基準額} \\ \times \text{建玉数量 (売建玉と買建玉の数量差)} \\ - \text{株価指数差金}$ ・ 証拠金の算出対象となる建玉数量は、売建玉と買建玉の差とする(いわゆるネット方式)。 ・ 複数の限月が存在しないため、「商品内(限月間)の割増額」はない。 ・ 証拠金所要額及び実際の預託額を計算する場合は、取引参加者又は顧客が本取引所の他の市場で行う市場デリバティブ取引の損益を考慮しない。ただし、海外指数に基づく株 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数差金については、プラス(利益)の場合は所要額が減額され、マイナス(損失)の場合は所要額が増額される。 ・ 本取引所が上場する金利先物等取引又は取引所為替証拠金取引を取引して得

項 目	内 容	備 考
(4) 証拠金の預託	<p>価値指数証拠金取引に係る損益は、証拠金所要額及び実際の預託額の算出に加味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日経 225 証拠金取引を行う取引参加者及び顧客は、その有する建玉の数量及び差金に応じて算出される証拠金所要額以上の額の取引証拠金を本取引所に預託しなければならない。 ・ 取引証拠金は円通貨によってのみ預託することができ、他の通貨、有価証券又は預金契約に基づく債権により預託することはできない。 ・ 受託取引を行う取引参加者は、顧客が本取引所に取引証拠金を預託することに替えて、顧客から委託証拠金の預託を受けて、これと差し換えに自己の財産を本取引所に取引証拠金として預託すること(差換預託)ができない。 ・ 清算参加者と本取引所との間での金銭の授受は、本取引所が別に定める時限までに、本取引所が指定する金融機関に開設した預金口座を通じて行う。 	<p>た損益は、実際の預託額に加減しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は顧客に対し、算出された証拠金所要額以上の額の取引証拠金の預託を求めることができる。 ・ 取引参加者と顧客の間に取次者が存在する場合の、取引参加者及び取次者についても、同様に差換預託はできない。
(5) 区分預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、取引日の終了時に新規に有する建玉に係る取引証拠金及び取引証拠金預託額が不足した場合の不足額を、当該取引日の翌々取引日における午前10時00分までに、次に掲げる区分に応じ、取引所が別に定める方法により取引所に預託しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①取引参加者の自己取引分 ②取引参加者の受託取引に係る直接預託分 ③取引参加者の受託取引に係る立替預託分 	
(6) 顧客による証拠金不足額の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、取引日ごとに顧客の取引証拠金の額が証拠金所要額を下回ったことにより取引証拠金に不足が生じた場合は、当該不足額を当該顧客に通知する。この場合、当該顧客は、通知された額以上の額を取引証拠金として、当該不足の生じた取引日の翌々取引日以内の取引参加者の指定する日時までに取引参加者に金銭で差し入れる。 ・ 顧客が取引証拠金の不足額を本取引所に預託しないときは、取引参加者は、当該不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の銀行休業日があるときは、順次繰り下げる。

項 目	内 容	備 考
(7) 発注証拠金	<p>額以上の額の取引証拠金を、不足額の追加預託義務が発生した取引日の翌々取引日における午前 10 時 00 分までに、自己の固有財産から立て替えて預託しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、顧客(特定投資家でない個人に限る。)に対し、日経 225 証拠金取引の委託に先立ち、委託された日経 225 証拠金取引が成立した場合に債務の履行の担保となる金銭(発注証拠金)を預託させなければならない。 取引参加者は、発注証拠金として預託された金銭を、取引証拠金として本取引所に預託しなければならない。 取引参加者は、発注証拠金の額の計算において、当該顧客の取引所株価指数証拠金取引を決済した場合に当該顧客に損失が生じるときは、当該損失の額を減じるものとし、決済した場合に利益が生じるときは、当該利益の額を加えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、顧客(法人又は特定投資家である個人)に対し、発注証拠金を預託させることができる。 発注証拠金の額は、取引参加者が定めることができる。ただし、特定投資家でない個人が預託する取引一単位当たりの発注証拠金の額は、証拠金基準額を下回ってはならない。
5. 取引証拠金の返還		
(1) 返還請求権	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者及び顧客は、預託した取引証拠金及び株価指数差金の合計額について、本取引所に対して返還請求権を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 返還請求権を有していても、建玉を有している場合等の理由により、請求権を行使できない場合がある。
(2) 取引証拠金の出金	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者及び顧客は、日経 225 証拠金取引に係る取引証拠金として預託する金銭を、本取引所から引き出すことができる。 出金が可能な額は、次の計算式によって算出される額とする。 出金可能額＝取引証拠金として預託する金銭の額 <ul style="list-style-type: none"> －建玉 1 枚に対し必要な取引証拠金額×売建玉と買建玉の数量差 －株価指数差金がマイナス(損失)のときのその絶対額 	<ul style="list-style-type: none"> 株価指数差金がプラス(利益)のときは、その額は出金可能額の算出に影響しない。
6. ロスカット		

項 目	内 容	備 考
(1) ロスカットとは	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロスカットとは、株価指数証拠金取引の委託取引において顧客の株価指数証拠金取引を決済した場合に生じることとなる損失の額が、顧客との間で定める条件を満たした場合に、顧客の意思にかかわらず、取引参加者が株価指数証拠金取引に係る損失を限定するために行う措置をいう。 ・ ロスカットの目的は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> a. 顧客にとっては、過大な損失の発生を回避し、損失を一定の程度に抑えうる。 b. 取引参加者にとっては、顧客に不測の損失が発生することによる、債権回収リスクを抑えうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「損失の額」は、日経 225 証拠金取引に係る損失のほか、海外株価指数証拠金取引に係る損益を含めた総額の場合も含む（海外株価指数証拠金取引については、「海外株価指数に係る株価指数証拠金取引に関する制度要綱」を参照。）。 ・ 「顧客との間で定める条件」については、顧客が預託する取引証拠金に対し、損失の額が一定の割合に達すること等が考えられる。
(2) ロスカットの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、顧客（特定投資家でない個人顧客に限る。）が行う株価指数証拠金取引について、ロスカットを行うための管理体制を整備し、ロスカットを行わなければならない。 ・ ロスカットを行うための管理体制は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①顧客の株価指数証拠金取引を決済した場合に生じることとなる損失の額の算出方法を定めること。 ②ロスカットを行うこととなる条件を定めること。 ③ロスカットの内容を定めること。 ④①から③までにより定めた内容について、顧客と契約を締結し、かつ、公表すること。 ⑤顧客の株価指数証拠金取引を決済した場合に生じることとなる損失の額を定期的に確認すること。 ・ ロスカットとして行う措置は、次に掲げる行為その他の行為であって、顧客の損失を一定の限度に抑える効果が見込まれるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①顧客の計算による転売又は買戻しを行って、その有する建玉の全部又は一部を決済すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人又は特定投資家である顧客の取引についてロスカットを行うことを妨げない。 ・ 取引参加者は、例えば、次に掲げる内容を定めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日経 225 証拠金取引等の、株価指数証拠金取引の種類ごとにロスカットを行う条件を定めて損失の額を算出し、特定の種類の株価指数証拠金取引のみについてロスカットを行うこと。 ②すべての種類の株価指数証拠金取引を対象にロスカットを行う条件を定めて損失の額を算出し、すべての種類の株価指数証拠金取引について同時にロスカットを行うこと。 ・ 顧客が任意で条件付注文を行うことは、ロス

項 目	内 容	備 考
	②顧客の計算に属する建玉について、両建てとなる取引を行うこと。 ③顧客の計算に属する建玉について、顧客に対し、あらかじめ損失を限定することとなる条件付注文の発注を義務づけること。 ・ロスカットを行うこととなる条件や、ロスカットにより建玉が決済される場合の、決済される建玉の範囲等は、取引参加者が定めるところによる。	カットとして認められない。 ・取引参加者は、顧客ごとに異なる条件等を定めることができる。

以 上

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

項目	内容	備考
<p>② DAX®</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランクフルト証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位 30 銘柄で構成された株価指数である。 ・ 浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 ・ 算出される株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランクフルト証券取引所を運営するドイツ取引所が算出、公表する指数である。
<p>③ NYダウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国を代表する優良企業 30 銘柄で構成された株価指数である。 ・ 構成銘柄の株価加重平均により算出される。 ・ 算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配当なし」の指数を原資産とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス(S&P 社)が算出、公表する指数である。
<p>(3) 金利相当額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーのために、建玉が決済された場合に予定される決済期日が繰り延べられることとなったときは、当該建玉には繰り延べられた日数に応じた利息が発生するものとする。この利息を「金利相当額」という。 ・ 取引時間帯終了時における売建玉の保有者には金利相当額分の正の差金が発生し、買建玉の保有者には金利相当額分の負の差金が発生する。 ・ 金利相当額は、海外株価指数の種類にかかわらず、一律に以下の式で算出し、小数点以下は切り捨てる。 建玉 1 枚当たりの金利相当額 $= (\text{清算価格} \times 100) \times (\text{利率}) \times (\text{日数} \div 365)$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利相当額算出のために用いる利率は、その対象とする金融指標を原資産とする先物取引 (FTSE100 にあつては連合王国、DAX® にあつてはドイツ連邦共和国、NY ダウにあつてはアメリカ合衆国にそれぞれ所在する外国金融商品市場に上場される先物取引をいう。) の価格を基に、本取引所が算出する利率とする。 ・ 金利相当額分の差金は毎取引日の終了後に発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 ・ 「清算価格」については、II. 清算関連項目の

項目	内容	備考
<p>(4) 配当相当額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DAX®を除く海外株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者には、予想される配当金の支払いが当該海外株価指数に与える理論上の影響値に相当する差金が発生する。この差金を「配当相当額」という。 ・ DAX®については、配当金の支払いを含めて指数を算出しているため、配当金の支払いは指数の変動に影響を与えない。そのため、DAX®を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額は発生しない。 ・ 権利付最終日と同一の取引日（権利付最終日が取引日でない場合は、その直前の取引日）に係る取引終了時における売建玉の保有者には配当相当額分の負の差金が発生し、買建玉の保有者には配当相当額分の正の差金が発生する。 ・ 配当相当額の値は、権利付最終日と同一の取引日における取引終了後に本取引所が定める。 	<p>うち、2.(2)を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算式中の「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引の取引単位に基づく（取引単位については、(7)①を参照。）。 ・ 海外株価指数に係る「権利付最終日」「配当落等の期日」の考え方は、日経225証拠金取引に係るそれぞれの考え方と同じだが、「権利付最終日」「配当落等の期日」のスケジュールは、海外株価指数の種類により異なる。 ・ 配当相当額分の差金は配当が見込まれる都度発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 ・ 配当相当額の値は、FTSE100 インデックスについては FTSE 社が、NY ダウについては S&P 社が、それぞれ算出する数値を配当相当額の数値として使用するが、本取引所がその値を適当でないと認める場合その他の場合は、配当相当額の値は本取引所が別に定める。
<p>(5) 取引日等</p> <p>①市場運用時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引の市場運用時間は、海外株価指数の種類に応じて、次の表のとおりとする。 	

項目	内容			備考
		プレオープン時間帯	付合せ時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・プレオープン時間帯とは、呼び値を受け付けるが、付合せを行わない時間帯をいう。 ・付合せ時間帯とは、呼び値を受け付け、かつ、付合せを行う時間帯をいう。
	FTSE100 インデックス	PM4:50～PM5:00 又は PM3:50～PM4:00(*1)	PM5:00～翌日の AM6:00 又は PM4:00～翌日の AM5:00(*1)	
	DAX®	PM3:50～PM4:00 又は PM2:50～PM3:00(*1)	PM4:00～翌日の AM6:00 又は PM3:00～翌日の AM5:00(*1)	
	NY ダウ	(月曜日) AM8:00～AM8:30 (火曜日～金曜日) AM8:20～AM8:30	AM8:30～翌日の AM6:00 又は AM8:30～翌日の AM5:00(*2)	
	<p>*1 ヨーロッパの夏時間適用時の時間帯。但し、付合せ時間帯の終了時間は米国ニューヨーク州の夏時間適用時とする。</p> <p>*2 米国ニューヨーク州の夏時間適用時の時間帯。</p>			
②取引日	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所が必要と認める場合には、市場運用時間を臨時に変更することができる。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・取引日は、1つのプレオープン時間帯及びこれに続く付合せ時間帯を組み合わせた時間帯をいう。 			<ul style="list-style-type: none"> ・取引日は、海外株価指数の種類によって異なる。
③休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・NYダウ証拠金取引においては、次に掲げる日を休業日とする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 土曜日及び日曜日 b. ダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする先物が取引される取引所(米国に所在するものに限る。)の休業日 ・NYダウ証拠金取引以外の海外株価指数証拠金取引においては、海外株価指数の種類に応じて、次に掲げる日を休業日とする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 土曜日及び日曜日 			<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

項目	内容	備考
(6) 取引の成立方法	<p>b. その取引対象である株価指数を構成する銘柄が取引される取引所の休業日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイク方式とする。 ・呼び値の順位は、価格優先・時間優先の原則に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日経 225 証拠金取引と同様の成立方法。 ・取引制度の詳細については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
(7) 取引単位及び呼び値	<ul style="list-style-type: none"> ・取引単位及び呼び値に係る事項については、海外株価指数証拠金取引の種類にかかわらず、同一の基準を採用する。 ・取引単位は、海外株価指数証拠金取引の種類に応じて、それぞれの海外株価指数の数値に 100 円を乗じて得た数値を一単位とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引単位及び呼び値に係る事項は、原則として日経 225 証拠金取引と同一とする。 ・海外株価指数証拠金取引は、海外株価指数の構成銘柄を取引する通貨の種類にかかわらず、円建てとする。
①取引単位		<ul style="list-style-type: none"> ・海外株価指数証拠金取引は、海外株価指数の構成銘柄を取引する通貨の種類にかかわらず、円建てとする。
②呼び値	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 ・呼び値の単位は、1 ポイント単位とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び値の種類の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。
③呼び値の最小変動幅	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び値の最小変動幅は、1 ポイントとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小変動幅に基づく最小の収益変動値は、1 ポイント×100 円=100 円となる。
(8) 取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・価格の誤発注防止等の観点から、次に掲げる注文及び取引の制限制度を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①注文受付可能値幅(ダイナミック・プライス・リミット、DPL) ②注文の数量制限 ③MM(マーケットメイカー)プライスリミット(MMPL) ④制限値幅 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限値幅以外の制度についての詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 ・FTSE100 証拠金取引及び DAX®証拠金取引については、制限値幅を導入しない。これは、これらの指数の構成銘柄に係る取引については制限値幅の制度がなく、制度上、こ

項目	内容	備考
<p>2. その他</p> <p>(1) 注文に付加できる条件</p> <p>(2) ギブアップ及びブロック取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に係る注文には、日経 225 証拠金取引と同様の条件を付加することができる。 ・ 海外株価指数証拠金取引については、ギブアップを行うことができない。 ・ 海外株価指数証拠金取引については、ブロック取引を行うことができない。 	<p>これらの指数自体が制限なく変動する仕組みであり、制限値幅を導入すると、原資産との価格の乖離が生じる要因となることによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価格は、前取引日の清算価格とする。 ・ 条件の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 ・ いずれも、日経 225 証拠金取引と同様の措置。 ・ ギブアップ及びブロック取引の内容については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。

II. 清算関連項目

項目	内容	備考
<p>1. 建玉等</p> <p>(1) 建玉の保有及び決済の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者(自己取引分)及び顧客の建玉保有及びその解消方法として、次のいずれかの方法を定める。 ①先入先出法 ②指定決済法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉の保有及び解消方法は、日経 225 証拠金取引における方法と同一。 ・先入先出法及び指定決済法については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
<p>2. 建玉の保有</p> <p>(1) 建玉の保有に伴う差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉を保有することにより、一取引日の終了後において、次に掲げる株価指数差金が発生する。 ①金利相当額 ②配当相当額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金 ・建玉の保有により生じる株価指数差金を、未決済株価指数差金と総称する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉について発生する差金は、原則として日経 225 証拠金取引に係るものと同様。 ・①の金利相当額の詳細については、I.取引関連項目のうち、1.(3)を、②の配当相当額の詳細については、同じく(4)を参照。 ・DAX®を原資産とする株価指数証拠金取引については、建玉に係る配当相当額は発生しない。
<p>(2) 清算価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、清算価格を定める。 ・清算価格は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、毎取引日の付合せ時間帯終了前の時間帯における取引価格を元に、本取引所が算出する価格とする。 	
<p>(3) 引直株価指数差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引直株価指数差金とは、新たに成立した取引により発生した建玉について、ロールオーバー時に、その約定価格と、その成立した取引日の清算価格を比較して算出した額をいう。 	
<p>(4) 更新株価指数差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更新株価指数差金とは、ロールオーバーにより発生した建玉について、新たなロールオーバー時に、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出した額を 	

項目	内容	備考
<p>3. 建玉の決済</p> <p>(1) 概要</p> <p>(2) 株価指数差金</p> <p>(3) 解消株価指数差金</p>	<p>いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に係る本取引所と清算参加者間の決済は、建玉の決済によって生じる差金を決済する方法(差金決済)による。 ・ 海外株価指数証拠金取引において差金決済の対象となる金銭を株価指数差金という。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉の決済により確定する株価指数差金(決済株価指数差金という。以下同じ。)は、次に掲げる損益の合計額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①金利相当額の累計額 ②配当相当額の累計額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金の累計額 ⑤解消株価指数差金 ・ 決済株価指数差金は、利益であれば取引証拠金に加え、損失であれば取引証拠金からその額を差し引く。 ・ 建玉を解消することにより、解消した建玉及びこれに係る反対売買の価格の差に基づく確定した損益が算出される。 ・ 先入先出法では、転売又は買戻しに係る約定価格と、次に掲げる価格を比較して算出した額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①転売又は買戻しによって減ることとなる建玉が、転売又は買戻しが行われた取引日と同じ取引日に行われた取引により発生している場合は、その建玉に係る約定価格 ②転売又は買戻しによって減ることとなる建玉が、ロールオーバーにより発生している場合は、転売又は買戻しが行われた取引日の前取引日の清算価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済方法は日経 225 証拠金取引と同一の方法とし、建玉に基づく債務を履行する、いわゆる受渡決済は行わない。 ・ DAX@を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額の累計額は生じない。 ・ 追加及び差引は、決済した建玉に係る決済日の午前 10 時 00 分までに行う。 ・ 解消株価指数差金の考え方は、日経 225 証拠金取引に係るものと同様。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定決済法では、次に掲げる価格差から算出した額をいう。 ① 解消する売建玉と買建玉の双方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生している場合は、売建玉に係る取引の約定価格及び買建玉に係る取引の約定価格の差 ② 解消する売建玉と買建玉の一方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生し、他方がロールオーバーにより発生している場合は、前者に係る取引の約定価格と、後者に係る当該申告が行われた取引日の前取引日の清算価格の差 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消する売建玉と買建玉の双方がロールオーバーにより発生している場合は、解消株価指数差金は零となる。
<p>4. 取引証拠金</p>		
<p>(1) 取引証拠金の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、取引参加者及び顧客が、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、これに係る債務の履行を担保することを目的として本取引所に預託するものである。 ・ 取引証拠金の預託義務がある者は、一取引日の取引時間終了時に建玉を有する取引参加者及び顧客である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金についての考え方は、日経 225 証拠金取引に係る考え方と同様である。
<p>(2) 証拠金基準額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に関し、証拠金所要額((3)参照)の算出の根拠となる証拠金基準額の算出は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の方法による。 ① 週の最終取引日における付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算定基準日とし、一の算定基準日の属する週からさかのぼる 24 週間(当該週を含む。)における各取引日について、一の取引日の清算価格を当該一の取引日の前取引日の清算価格で除した数値を算出する。 ② ①で求めた数値について、それぞれ自然対数をとる。 ③ ②で得られた数値の標準偏差を算出する。 ④ ③で得られた数値に 2.58 を乗じる。 ⑤ ④で得られた数値に算定基準日が属する取引日の清算価格を乗じ、100 倍して端数金額を 10 円単位に切り上げて得られた額を証拠金基準額とする。 ・ 上記の方法により算出する証拠金基準額は、算定基準日の属する週の翌々週における 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金基準額についての考え方は、日経 225 証拠金取引に係る考え方と同様である。 ・ マーケットメイカーに適用する為替証拠金基準額については、別途本取引所が定める。 ・ 「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引のそれぞれの取引単位に基づく(取引単位については、I.取引関連項目のうち、1.(7)①を

項目	内容	備考
(3) 証拠金所要額	<p>最初の取引日から最終取引日まで適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所が上記の方法により証拠金基準額を定めることが適正でない判断したときは、その都度適正と認める証拠金基準額を定めることができる。 本取引所は、証拠金基準額を毎週算出し、公表を行うものとする。 <p>証拠金所要額(必要な取引証拠金の額をいう。)は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の計算式により求められる。</p> $\begin{aligned} & \text{証拠金所要額} = \text{建玉 1 枚当たりの証拠金基準額} \\ & \quad \times \text{建玉数量(売建玉と買建玉の数量差)} \\ & \quad - \text{株価指数差金} \end{aligned}$ <ul style="list-style-type: none"> 証拠金所要額及び実際の預託額を計算する場合は、取引参加者又は顧客が本取引所の他の市場で行う市場デリバティブ取引の損益を考慮しない。ただし、日経 225 証拠金取引に係る損益は、証拠金所要額及び実際の預託額の算出に加味する。 	<p>参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証拠金所要額についての考え方は、日経 225 証拠金取引についての考え方と同一である。
(4) 証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引を行う取引参加者及び顧客は、その有する建玉の数量及び差金に応じて算出される証拠金所要額以上の額の取引証拠金を本取引所に預託しなければならない。 取引証拠金は円通貨によってのみ預託することができ、他の通貨、有価証券又は預金契約に基づく債権により預託することはできない。 受託取引を行う取引参加者は、顧客が本取引所に取引証拠金を預託することに替えて、顧客から委託証拠金の預託を受けて、これと差し換えに自己の財産を本取引所に取引証拠金として預託すること(差換預託)ができない。 清算参加者と本取引所との間での金銭の授受は、本取引所が別に定める時限までに、本取引所が指定する金融機関に開設した預金口座を通じて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金の預託については、日経 225 証拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳細等については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
(5) 区分預託	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、取引日の終了時に新規に有する建玉に係る取引証拠金及び取引証拠 	

項目	内容	備考
<p>(6) 顧客による証拠金不足額の預託</p> <p>(7) 発注証拠金</p> <p>5. 取引証拠金の返還</p>	<p>金預託額が不足した場合の不足額を、当該取引日の翌々取引日における午前10時00分までに、次に掲げる区分に応じ、取引所が別に定める方法により取引所に預託しなければならない。</p> <p>①取引参加者の自己取引分 ②取引参加者の受託取引に係る直接預託分 ③取引参加者の受託取引に係る立替預託分</p> <p>・取引参加者は、取引日ごとに顧客の取引証拠金の額が証拠金所要額を下回ったことにより取引証拠金に不足が生じた場合は、当該不足額を当該顧客に通知する。この場合、当該顧客は、通知された額以上の額を取引証拠金として、当該不足の生じた取引日の翌々取引日以内の取引参加者の指定する日時までに取引参加者に金銭で差し入れる。</p> <p>・顧客が取引証拠金の不足額を本取引所に預託しないときは、取引参加者は、当該不足額以上の額を取引証拠金を、不足額の追加預託義務が発生した取引日の翌々取引日における午前10時00分までに、自己の固有財産から立て替えて預託しなければならない。</p> <p>・取引参加者は、顧客(特定投資家でない個人に限る。)に対し、海外株価指数証拠金取引の委託に先立ち、委託された海外株価指数証拠金取引が成立した場合に債務の履行の担保となる金銭(発注証拠金)を預託させなければならない。</p> <p>・取引参加者は、発注証拠金として預託された金銭を、取引証拠金として本取引所に預託しなければならない。</p> <p>・取引参加者は、発注証拠金の額の計算において、当該顧客の取引所株価指数証拠金取引を決済した場合に当該顧客に損失が生じるときは、当該損失の額を減じるものとし、決済した場合に利益が生じるときは、当該利益の額を加えることができる。</p>	<p>・日本の銀行休業日があるときは、順次繰り下げる。</p> <p>・発注証拠金の預託については、日経225証拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳細等については、日経225証拠金取引に係る制度要綱を参照。</p>

項目	内容	備考
(1) 返還請求権	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者及び顧客は、預託した取引証拠金及び株価指数差金の合計額について、本取引所に対して返還請求権を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 返還請求権を有していても、建玉を有している場合等、請求権を行使できない場合がある。
(2) 取引証拠金の出金	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者及び顧客は、海外株価指数証拠金取引に係る取引証拠金として預託する金銭を、本取引所から引き出すことができる。 出金が可能な額は、次の計算式によって算出される額とする。 出金可能額＝取引証拠金として預託する金銭の額 <ul style="list-style-type: none"> －建玉1枚に対し必要な取引証拠金額×売建玉と買建玉の数量差 －株価指数差金がマイナス(損失)のときのその絶対額 	<ul style="list-style-type: none"> 出金の要領については、日経225証拠金取引と同様である。 株価指数差金がプラス(利益)のときは、その額は出金可能額の算出に影響しない。
6. ロスカット		
(1) ロスカットの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、海外株価指数証拠金取引について、ロスカットを行うための管理体制を整備するものとする。 ロスカットを行うための条件や、ロスカットにより建玉が決済される場合の、決済される建玉の範囲等は、取引参加者が定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ロスカット及びロスカットを行うための体制整備の詳細については、日経225証拠金取引に係る制度要綱を参照。

以上

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

FTSE100:

FTSE100 証拠金取引について、FTSE International Limited (以下「FTSE」)、London Stock Exchange Group の会社 (以下「LSEG」) (以下「ライセンス供与者」と総称)は、スポンサー、保証、販売、販売促進を一切せず、ライセンス供与者はいずれも、(i) FTSE100 (以下「インデックス」) (FTSE100 証拠金取引が由来する対象)の使用から得た結果、(ii) 上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値、(iii) FTSE100 証拠金取引に関連して使用される何らかの目的に対するインデックスの適切性—について、明示、暗示を問わず、請求、予測、保証や意見表明を行いません。ライセンス供与者はいずれも、東京金融取引所またはその顧客、得意先に対し、当該インデックスに関連する金融や投資に関する助言または推薦を提供したことはありませんし、その意思もありません。当該インデックスは FTSE またはその代理人が算出します。ライセンス供与者は、(a) インデックスの誤り(過失その他であっても)に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、(b) いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものでもありません。東京金融取引所は FTSE100 証拠金取引の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。

当該インデックスの全ての権利は FTSE に帰属します。「FTSE®」は LSEG の商標で、ライセンスに基づき FTSE が使用します。

DAX®はドイツ取引所の登録商標です。

この金融商品は、ドイツ取引所により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。ドイツ取引所は、この金融商品でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはドイツ取引所で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、ドイツ取引所は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。

ドイツ取引所によるインデックスの公表及びこの金融商品へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、ドイツ取引所としてこの金融商品への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものは一切ありません。

ドイツ取引所はインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対してこの金融商品に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

Dow Jones Industrial AverageTM(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする NY ダウ証拠金取引は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

取引所株価指数証拠金取引における付合せの方式等について

平成 30 年 1 月 29 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
1. 付合せ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数証拠金取引における付合せ方式は、マーケットメイク方式とする。 ・ マーケットメイク方式とは、次に掲げる呼び値の組合せにおけるそれぞれの呼び値について、価格優先・時間優先方式により順位づけた、最も優先する 1 つの売呼び値と最も優先する 1 つの買呼び値とで付合せを行う方式をいう。 <ul style="list-style-type: none"> (1)マーケットメイク売呼び値及び非マーケットメイク買呼び値 (2)マーケットメイク買呼び値及び非マーケットメイク売呼び値 ・ マーケットメイク売呼び値とは、マーケットメイカーがその義務に基づいて恒常的に行う売呼び値をいい、マーケットメイク買呼び値とは、マーケットメイカーがその義務に基づいて恒常的に行う買呼び値をいう。 ・ 非マーケットメイク売呼び値とは、マーケットメイク売呼び値でない売呼び値をいい、非マーケットメイク買呼び値とは、マーケットメイク買呼び値でない買呼び値をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーとは、恒常的に呼び値を行う義務を負う取引参加者をいい、株価指数証拠金取引の種類ごとに定める。 ・ マーケットメイク売呼び値及びマーケットメイク買呼び値の総称を、マーケットメイク呼び値という。 ・ 非マーケットメイク売呼び値及び非マーケットメイク買呼び値の総称を、非マーケットメイク呼び値という。
2. 呼び値の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数証拠金取引において、注文として行う呼び値の種類は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1)指値呼び値 (2)IC 成行呼び値 (3)トリガー指値呼び値 (4)トリガー成行呼び値 (5)ロスカット呼び値 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指値呼び値及びトリガー成行呼び値には、その効力に影響を与える条件を付加することができる(条件の種類等については、6.(1)及び(2)を参照。) ・ 取引参加者が提供する、いわゆる IfDone 注文等の注文手法は、本取引所が定めた注文の種類ではない。 ・ マーケットメイカーは、指値呼び値以外の呼び値をマーケットメイク呼び値とすることができない。

項 目	内 容	備 考
(1) 指値呼び値	<ul style="list-style-type: none"> 指値呼び値とは、価格の限度を指定して、指定した価格又はそれより有利な価格で取引を成立させる呼び値をいう。 指値呼び値は、注文と同時に効力が生じる。 条件が付加されていない指値呼び値は、注文時に取引が成立しなかった場合は、呼び値の効力が継続する。 指値呼び値は、有効期限を明らかにして行わなければならない。この場合における、取引所システムが受け付ける有効期限は、注文時から最初に到来する金曜日（金曜日が休業日のときは、その直前の取引日）の取引時間終了時までの間のいずれかの日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引が成立する場合における価格の決定ルールについては、4.を参照。 呼び値に条件を付加することにより、取引が成立しなかった指値呼び値の効力を失わせることができる。 取引参加者は、注文の有効期限について、注文を取り消すまで無期限に有効とするサービスを提供することができる。本取引所は、このような注文を、注文時から最初に到来する金曜日（金曜日が休業日のときは、その直前の取引日）の取引時間終了時を有効期限とする注文として受け付ける。
(2) IC 成行呼び値	<ul style="list-style-type: none"> IC 成行呼び値とは、価格の限度を指定せず、対する指値呼び値と取引が成立し、取引が成立しない場合は直ちに効力が失われる呼び値をいう。 IC 成行呼び値は、注文と同時に効力を生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引が成立する場合における価格の決定ルールについては、4.を参照。
(3) トリガー指値呼び値	<ul style="list-style-type: none"> トリガー指値呼び値とは、呼び値の効力が生じる条件を付加し、価格の限度を指定して、対する最も優先する注文と取引が成立し、取引が成立しない場合は効力が継続する呼び値をいう。 トリガー指値呼び値は、あらかじめ付加された条件を満たしたときに効力を生じる。 トリガー指値呼び値は、マーケットメイクでない自己取引を行う取引参加者又は顧客がトリガー条件を付加して行う場合に、注文を行うことができる。 一旦効力を有したトリガー指値呼び値は、取引がすべて成立するか、その呼び値を取り消すまで効力が継続し続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> トリガー指値呼び値は呼び値の効力が生じると、通常の指値呼び値と同じ効力を有する。 トリガー指値呼び値が効力を生じる場合については、6.(2)を参照。 トリガー条件については、6.(2)を参照。 条件を付加して、トリガー指値呼び値の効力に期限を設けることができる。
(4) トリガー成行呼び値	<ul style="list-style-type: none"> トリガー成行呼び値とは、呼び値の効力が生じる条件を付加し、価格の限度を指定 	<ul style="list-style-type: none"> トリガー成行呼び値は呼び値の効力が生じると、ロスカット

項 目	内 容	備 考
<p>(5) ロスカット呼び値</p> <p>3. 呼び値の優劣</p>	<p>せず、対する最も優先する注文と取引が成立し、取引が成立しない場合は効力が継続する呼び値をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> トリガー成行呼び値は、あらかじめ付加された条件を満たしたときに効力を生じる。 トリガー成行呼び値は、マーケットメイクでない自己取引を行う取引参加者又は顧客がトリガー条件を付加して行う場合に、注文を行うことができる。 一旦効力を有したトリガー成行呼び値は、取引がすべて成立するか、その呼び値を取り消すまで効力が継続し続ける。 <p>・ ロスカット呼び値とは、価格の限度を指定せず、対する最も優先する注文と取引が成立し、取引が成立しない場合は効力が継続する呼び値をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロスカット呼び値は、取引参加者が顧客の建玉についてロスカットを行う場合に、注文を行うことができる。 一旦効力を有したロスカット呼び値は、取引がすべて成立するか、その呼び値を取り消すまで効力が継続し続ける。 <p>・ マーケットメイク方式における呼び値の優劣は、次に掲げる呼び値の種類ごとに、価格優先・時間優先方式により決定する。</p> <p>(1)マーケットメイク売呼び値</p> <p>(2)マーケットメイク買呼び値</p> <p>(3)非マーケットメイク売呼び値</p> <p>(4)非マーケットメイク買呼び値</p> <p>・ 価格優先・時間優先方式とは、次に掲げる価格優先方式と時間優先方式を組み合わせた方式をいう。</p> <p>・ 価格優先方式とは、次に掲げる方式をいう。</p> <p>(1)売呼び値については、ある価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値はそれより高い価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先し、IC 成行呼び値、トリガ</p>	<p>呼び値と同じ効力を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> トリガー成行呼び値が効力を生じる場合については、6.(2)を参照。 トリガー条件については、6.(2)を参照。 条件を付加する等により、トリガー成行呼び値の効力に期限を設けることはできない。 <p>・ ロスカット呼び値は呼び値の効力が生じると、効力を有したトリガー成行呼び値と同じ効力を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロスカットについては、6.(3)を参照。 条件を付加する等により、ロスカット呼び値の効力に期限を設けることはできない。

項 目	内 容	備 考
<p>4. 取引成立ルール</p>	<p>一 成行呼び値及びロスカット呼び値は指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先する方式をいう。</p> <p>(2) 買呼び値については、ある価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値はそれより低い価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先し、IC 成行呼び値、トリガー成行呼び値及びロスカット呼び値は指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先する方式をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間優先方式とは、同一価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値又はトリガー成行呼び値及びロスカット呼び値について、先に効力が生じた呼び値が優先する方式をいう。 ・ 株価指数証拠金取引における取引成立の条件については、マーケットメイク方式により、次に掲げるところとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 価格優先・時間優先方式により、最も優先する売呼び値と買呼び値の価格が合致する場合に、取引が成立する。この場合において、最も優先する売呼び値又は買呼び値の一方が IC 成行呼び値、トリガー成行呼び値又はロスカット呼び値のときは、常に価格が合致するものとする。 (2) 取引が成立する場合の約定価格は、次に掲げるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> ① マーケットメイク売呼び値と非マーケットメイク買呼び値とで取引が成立するときは、マーケットメイク売呼び値の価格を約定価格とする。 ② マーケットメイク買呼び値と非マーケットメイク売呼び値とで取引が成立するときは、マーケットメイク買呼び値の価格を約定価格とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC 成行呼び値については、注文と同時に取引が成立しない場合は直ちに効力が失われるため、他の呼び値との時間的な優劣は観念できない。 ・ 「価格が合致する」とは、1.に掲げる呼び値の組み合わせにおいて、 $(\text{売呼び値の価格}) \leq n \leq (\text{買呼び値の価格})$ を満たす価格nが存在する状態をいう。
<p>5. 取引の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、次に掲げる方法により、株価指数証拠金取引における注文及び取引の成立を制限する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 注文入力可能値幅(ダイナミック・プライス・リミット、DPL) (2) 注文の数量制限 	

項 目	内 容	備 考
(1) 注文入力可能値幅 (ダイナミック・プライス・ リミット、DPL)	<p>(3)MM プライスリミット (4)MM 注文乖離チェック (5)制限値幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の誤発注防止の観点から、非マーケットメイク呼び値について、その時点における最も優先するマーケットメイク売呼び値及びマーケットメイク買呼び値の平均値から一定以上価格が乖離する注文を拒絶する。 ・ 非マーケットメイク呼び値である指値呼び値による、DPL の上限を超える高い価格の買い注文及び下限を超える安い価格の売り注文を行うことはできない。 ・ DPL の限度については、上限・下限とも、直近の約定価格からの乖離を 1,000 ポイントとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイク呼び値については、DPL による注文の制限は受けないが、別の制度による制限を受ける((3)及び(4)を参照)。 ・ DPL の上限を超える高い価格の売り注文及び下限を超える安い価格の買い注文は制限されない。
(2) 注文の数量制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤発注防止の観点から、非マーケットメイク呼び値について、一度の注文に係る数量を一定の数量以下に制限する。 ・ 非マーケットメイク呼び値については、あらかじめ定められた制限を越えた数量による注文を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度の注文に係る数量の限度は、本取引所が別に定める。
(3) MM プライスリミット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引価格の急変を防止する観点から、直近の基準価格から一定以上価格が乖離するマーケットメイク呼び値を受け付けないとする、MM プライスリミット制度を導入する。 ・ マーケットメイカーが直近の基準価格から一定以上価格が乖離するマーケットメイク呼び値を行った場合は、そのマーケットメイカーによるマーケットメイク呼び値はすべて受け付けない。 ・ MM プライスリミットとなる乖離幅は、本取引所が別に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価格は、最も優先するマーケットメイク売呼び値及びマーケットメイク買呼び値の平均値とする。 ・ DPL と異なり、基準価格から乖離するマーケットメイク呼び値は、高い価格の売呼び値及び低い価格の買呼び値も受け付けられない。
(4) MM 注文乖離チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、マーケットメイクに際し、直前に行った注文の価格から著しく価格が乖離した注文を行わないよう、体制を整備しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、注文を行わないとする乖離の程度等について、本取引所が定める水準を超えないように体制

項 目	内 容	備 考																														
(5) 制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日経 225 証拠金取引及び NY ダウ証拠金取引については、1 日の価格の変動幅を基準価格から上下一定の範囲に制限する、制限値幅を導入する。 ・ 制限値幅は、基準価格の水準に応じて、下表のとおりとする。 ・ 非マーケットメイク呼び値については、制限値幅を超える価格による指値呼び値及び成行呼び値が可能。 <p>①日経 225 証拠金取引</p> <table border="1" data-bbox="479 568 1388 1114"> <thead> <tr> <th>基準価格の範囲</th> <th>制限値幅の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,500 円未満</td> <td>上下 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>7,500 円以上 10,000 円未満</td> <td>上下 1,500 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上 12,500 円未満</td> <td>上下 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>12,500 円以上 17,500 円未満</td> <td>上下 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>17,500 円以上 22,500 円未満</td> <td>上下 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>22,500 円以上 27,500 円未満</td> <td>上下 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>27,500 円以上 32,500 円未満</td> <td>上下 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,500 円以上 37,500 円未満</td> <td>上下 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>37,500 円以上 42,500 円未満</td> <td>上下 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>42,500 円以上</td> <td>上下 9,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②NY ダウ証拠金取引</p> <table border="1" data-bbox="479 1209 1388 1407"> <thead> <tr> <th>基準価格の範囲</th> <th>制限値幅の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,500 ポイント未満</td> <td>上下 1,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>7,500 ポイント以上 10,000 ポイント未満</td> <td>上下 1,500 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10,000 ポイント以上 12,500 ポイント未満</td> <td>上下 2,000 ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	基準価格の範囲	制限値幅の範囲	7,500 円未満	上下 1,000 円	7,500 円以上 10,000 円未満	上下 1,500 円	10,000 円以上 12,500 円未満	上下 2,000 円	12,500 円以上 17,500 円未満	上下 3,000 円	17,500 円以上 22,500 円未満	上下 4,000 円	22,500 円以上 27,500 円未満	上下 5,000 円	27,500 円以上 32,500 円未満	上下 6,000 円	32,500 円以上 37,500 円未満	上下 7,000 円	37,500 円以上 42,500 円未満	上下 8,000 円	42,500 円以上	上下 9,000 円	基準価格の範囲	制限値幅の範囲	7,500 ポイント未満	上下 1,000 ポイント	7,500 ポイント以上 10,000 ポイント未満	上下 1,500 ポイント	10,000 ポイント以上 12,500 ポイント未満	上下 2,000 ポイント	<p>を整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価格は、前取引日の清算価格とする。 ・ マーケットメイク呼び値については、制限値幅を超える価格での注文はできない。そのため、制限値幅を超える価格では取引が成立しない。
基準価格の範囲	制限値幅の範囲																															
7,500 円未満	上下 1,000 円																															
7,500 円以上 10,000 円未満	上下 1,500 円																															
10,000 円以上 12,500 円未満	上下 2,000 円																															
12,500 円以上 17,500 円未満	上下 3,000 円																															
17,500 円以上 22,500 円未満	上下 4,000 円																															
22,500 円以上 27,500 円未満	上下 5,000 円																															
27,500 円以上 32,500 円未満	上下 6,000 円																															
32,500 円以上 37,500 円未満	上下 7,000 円																															
37,500 円以上 42,500 円未満	上下 8,000 円																															
42,500 円以上	上下 9,000 円																															
基準価格の範囲	制限値幅の範囲																															
7,500 ポイント未満	上下 1,000 ポイント																															
7,500 ポイント以上 10,000 ポイント未満	上下 1,500 ポイント																															
10,000 ポイント以上 12,500 ポイント未満	上下 2,000 ポイント																															

項 目	内 容		備 考
	12,500 ポイント以上 17,500 ポイント未満	上下 3,000 ポイント	
	17,500 ポイント以上 22,500 ポイント未満	上下 4,000 ポイント	
	22,500 ポイント以上 27,500 ポイント未満	上下 5,000 ポイント	
	27,500 ポイント以上 32,500 ポイント未満	上下 6,000 ポイント	
	32,500 ポイント以上 37,500 ポイント未満	上下 7,000 ポイント	
	37,500 ポイント以上 42,500 ポイント未満	上下 8,000 ポイント	
	42,500 ポイント以上	上下 9,000 ポイント	
<p>6. 注文に付加できる条件等</p> <p>(1) 注文に付加できる条件</p> <p>(2) トリガー条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文には、その効力に影響を及ぼす条件を付加することができる。 ・ 注文に付加できる条件の種類は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① IC: 呼び値が効力を生じると同時に、呼び値が一部の数量について約定するとき、又は呼び値が全く約定しないときは、約定しない数量に係る呼び値が効力を失う。 ② OCO: 2 種類の呼び値を同時に行い、一方が約定したときは他方の呼び値が効力を失う。 ・ IC 条件は、指値呼び値に付加することができる。 ・ OCO 条件は、次の呼び値の組合せに付加することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 双方が共に売り注文である、指値呼び値とトリガー成行呼び値の組合せ ② 双方が共に買い注文である、指値呼び値とトリガー成行呼び値の組合せ ・ トリガー条件とは、トリガー指値呼び値及びトリガー成行呼び値に付加する条件である、約定価格又は最も優先するマーケットメイク呼び値の価格がある一定以上の水準に至った場合に、呼び値が効力を生じるとする条件をいう。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ トリガー条件を付加した注文を、トリガー注文という。

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

Dow Jones Industrial Average™(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする NY ダウ証拠金取引は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

取引所株価指数証拠金取引に係る取引参加者の要件に関する制度要綱

平成 29 年 2 月 27 日
株式会社東京金融取引所

項目	内容	備考
<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 株価指数証拠金取引参加者</p> <p>2. 株価指数証拠金取引参加者の要件</p> <p>(1) 拠点</p> <p>(2) 人的構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、株価指数証拠金取引の上場に伴い、これに係る取引資格及び清算資格を新たに設ける。 ・ 国内に営業所等を有する者を対象とする、株価指数証拠金取引を行うための取引資格を株価指数証拠金取引資格といい、これを有する取引参加者を株価指数証拠金取引参加者という。 ・ 国内に営業所等を有しない者を対象とする、株価指数証拠金取引を行うための取引資格を株価指数証拠金遠隔地取引資格といい、これを有する取引参加者を株価指数証拠金遠隔地取引参加者という。株価指数証拠金遠隔地取引参加者は、日本国内に所在する顧客から、株価指数証拠金取引の委託を受けることはできない。 ・ 株価指数証拠金取引参加者は、(1)から(3)までの要件を満たさなければならない。 ・ 日本国内に本取引所における取引を行う営業所又は事業所を有すること。 ・ イからハマまでの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者又は取引所取引許可業者であること。 ロ その人的構成に照らして、株価指数証拠金取引参加者としての業務を遂行できる知識および能力を有し、かつ十分な社会的信用を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所株価指数証拠金取引に係る清算資格については、平成 29 年 2 月 27 日より、取引所為替証拠金取引に係る清算資格と統合した。 ・ 統合後の清算資格の要件等については、『証拠金清算参加者の要件に関する制度要綱』を参照。 ・ 既に本取引所の取引参加者であっても、株価指数証拠金取引を行うには、別に株価指数証拠金取引資格を有しなければならない。

項目	内容	備考
<p>(3) 財産的基礎</p> <p>3. 株価指数証拠金遠隔地取引参加者の要件</p> <p>(1) 拠点</p> <p>(2) 人的構成</p> <p>(3) 財産的基礎</p>	<p>ハ (金融商品取引業者のみ) 投資者保護基金に加入していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ又はロの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ a から d までの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> a 資本金の額が 3 億円以上であること。 b 純資産額が 20 億円以上であること。 c 自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。 d 取引参加者として安定的な収益力が見込まれること。 ロ a から e までの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> a 資本金の額が 3 億円以上であること。 b 純資産額が 20 億円未満であること。 c 自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。 d 取引参加者として安定的な収益力が見込まれること。 e a 及び c を満たし、かつ安定的な収益力が見込まれる純資産額が 30 億円以上の親会社による保証を受けること。 ・ 株価指数証拠金遠隔地取引参加者は、(1)から(4)までの要件を満たさなければならない。 ・ 本取引所が適当と認める国に、本取引所における取引を行う営業所等を有すること。 ・ 日本国内に、本取引所における取引を行う営業所又は事業所を有しないこと。 ・ イ及びロの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 取引所取引許可業者であること。 ロ その人的構成に照らして、株価指数証拠金遠隔地取引参加者としての業務を遂行できる知識および能力を有し、かつ十分な社会的信用を有すること。 ・ イ又はロの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ a から d までの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> a 資本金の額が 3 億円以上であること。 	

項目	内容	備考
<p>(4) 受託取引を行う場合の要件</p> <p>4. 信認金</p>	<p>b 純資産額が 20 億円以上であること。</p> <p>c 自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。</p> <p>d 取引参加者として安定的な収益力が見込まれること。</p> <p>ロ a から e までの要件を満たすこと</p> <p>a 資本金の額が 3 億円以上であること。</p> <p>b 純資産額が 20 億円未満であること。</p> <p>c 自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。</p> <p>d 取引参加者として安定的な収益力が見込まれること。</p> <p>e a 及び c を満たし、かつ、安定的な収益力が見込まれる純資産額が 30 億円以上の親会社による保証を受けること。</p> <p>・ 株価指数証拠金遠隔地取引参加者が、特定の営業所等において顧客から取引を受託する場合は、イ又はロの要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>イ その所在する国の規制当局が定める手続を行っていること。</p> <p>ロ その所在する国にある自主規制機関に加入していること。</p> <p>・ 株価指数証拠金取引参加者は、本取引所に対し信認金を預託しなければならない。</p> <p>・ 信認金の額は、株価指数証拠金取引参加者が自己取引を行うか、受託取引を行うかにかかわらず、300 万円とする。</p>	<p>・ 金利先物等取引参加者及び為替証拠金取引参加者として預託する信認金とは別に、預託しなければならない。</p> <p>・ 信認金は、本取引所が定めるところにより、有価証券をもって預託することができる。</p>

以 上

取引所株価指数証拠金取引 マーケットメイク制度要綱

平成 22 年 9 月 29 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
<p>1. マーケットメイク制度</p> <p>(1) 概要</p> <p>(2) 定義</p> <p>①マーケットメイク</p> <p>②マーケットメイカー</p> <p>③非マーケットメイカー</p> <p>④マーケットメイク呼び値</p> <p>⑤非マーケットメイク呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、マーケットメイク呼び値と非マーケットメイク呼び値を付け合わせるマーケットメイク制度を導入し、市場に流動性を供給する。 ・ マーケットメイカーが、その義務に基づいて恒常的に呼び値を提示することをいう。 ・ 本取引所が定める種類の株価指数証拠金取引に係る呼び値を恒常的に提示し、それに基づいて取引を履行する義務を負う者として本取引所が指定した取引参加者をいう。 ・ 株価指数証拠金取引について、マーケットメイカーでない取引参加者をいう。 ・ マーケットメイカーが、マーケットメイクとして恒常的に提示する呼び値をいう。 ・ マーケットメイク呼び値でない呼び値をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイク呼び値同士又は非マーケットメイク呼び値同士の付合せは行わない。 ・ マーケットメイカーは、株価指数証拠金取引の種類ごとに指定する。 ・ 売付取引に係るマーケットメイク呼び値をマーケットメイク売呼び値といい、買付取引に係るマーケットメイク呼び値をマーケットメイク買呼び値という。 ・ 売付取引に係る非マーケットメイク呼び値を非マーケットメイク売呼び値といい、買付取引に係る非マーケットメイク呼び値を非マーケットメイク買呼び値という。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) マーケットメイカーの指定等</p> <p>①募集</p> <p>②指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、必要に応じて募集期間を定め、取引参加者及び取引参加者となる者とする者のうちから、株価指数証拠金取引市場においてマーケットメイカーとなる者を募集する。 ・ 本取引所は、マーケットメイカーを希望する者の中から、本取引所が別に定める審査要件等を参考に、適当と認める者をマーケットメイカーとして指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、マーケットメイカーの指定に係る審査を行う時は、以下のもの等を参考とする。 (1) 本取引所、所属の国内の他の金融商品取引所、外国金融商品取引所等、及び金融市場等における実績 (2) マーケットメイカーとしての業務を本取引所が定める時間帯において遂行するために必要なシステム、事務処理体制及びサポート体制の整備状況 ・ 本取引所は、マーケットメイカーを指定するときは、その任期の開始日時を定めて、当該マーケットメイカーに対し書面により通知する。
<p>(4) マーケットメイカーの義務</p> <p>①呼び値の提示</p> <p>②取引の実行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、自らがマーケットメイカーとなっている取引について、マーケットメイク呼び値を恒常的に提示しなければならない。 ・ マーケットメイカーは、自らが提示するマーケットメイク呼び値に対当する非マーケットメイク呼び値が行われたときは、取引を行わなければならない。 ・ マーケットメイカーは、マーケットメイク売呼び値に係る数量がすべて約定したときは、すみやかに新たなマーケットメイク売呼び値を行わなければならない。 ・ マーケットメイカーは、マーケットメイク買呼び値に係る数量がすべて約定し 	

項 目	内 容	備 考
<p>(5) 呼び値の提示の中断等</p> <p>①呼び値の提示の中断の申請等</p> <p>②呼び値の提示の再開</p> <p>(6) マーケットメイカーの禁止行為</p>	<p>たときは、すみやかに新たなマーケットメイク買呼び値を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う取引の全部又は一部について、次に掲げる事由によりマーケットメイク呼び値の提示を中断する旨の申請を本取引所に行い、本取引所が中断を適当であると認めたときは、マーケットメイク呼び値の提示を中断することができる。 イ マーケットメイク呼び値を行うことが法令に抵触するおそれがある場合 ロ 法令、本取引所の規則又はこれらに基づく処分を受け、株価指数証拠金取引が停止又は制限された場合 ハ イ及びロのほか、マーケットメイク呼び値の提示が投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがある場合 ・本取引所は、マーケットメイカーがイ～ハのいずれかに該当すると認めた場合は、当該マーケットメイカーからの申請によらずに、当該マーケットメイカーによるマーケットメイク呼び値の提示を中断させることができる。 ・マーケットメイク呼び値の提示を中断したマーケットメイカーは、マーケットメイク呼び値の提示を再開する旨の申請を行い本取引所がこれを認めたとき、又は本取引所がマーケットメイク呼び値の提示を中断させるべき事由が解消されたと認めたときは、遅滞なくマーケットメイク呼び値を行わなければならない。 ・マーケットメイカーは、次に掲げる行為を行ってはならない。 	

項 目	内 容	備 考
<p>(7) マーケットメイカ ーの業務の停止措置 等</p>	<p>①マーケットメイク呼び値の遅延又は実勢から著しく乖離したマーケットメ イク呼び値の提示</p> <p>②マーケットメイカーとしての業務を行う上で知り得た情報の漏洩、盗用及び 当該情報を用いた不適切な取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、禁止行為を行ったマーケットメイカーに対し、マーケットメイカ ーとしての業務の全部若しくは一部の停止又はマーケットメイカーの指定の取 消しを行うことができる。 ・ 本取引所は、これらの措置を行ったときは、当該マーケットメイカーの株価指 数証拠金取引で未決済のものについて、本取引所が必要と認める整理を行わせ ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該マーケットメイカーに対し、業務の停止又は指定 の取消しの効力発生日時を定めて、書面により業務の 停止又は指定の取り消しの通知を行う。
<p>(8) 辞任等</p> <p>①辞任</p> <p>②辞任するマーケッ トメイカーの取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、その任期の開始日時以降 12 か月以上を経過した日時を 辞任の効力発生日時と定めて、その 6 か月前までに本取引所に対し書面により 通知することで、マーケットメイカーを辞任することができる。 ・ マーケットメイカーがマーケットメイカーの地位を辞任するときは、本取引所 は、当該マーケットメイカーのマーケットメイク呼び値により成立した株価指 数証拠金取引で未決済のものについて、本取引所が必要と認める整理を行わせ ることができる。 	
<p>(9) 通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、マーケットメイカーを指定したとき、マーケットメイカーとして の業務の全部若しくは一部の一時停止措置を行ったとき、マーケットメイカー の指定の取消しを行ったとき、及びマーケットメイカーが辞任したときは、そ の旨を株価指数証拠金取引に係る取引参加者及び清算参加者に通知する。 	

項 目	内 容	備 考
<p>2. マーケットメイカーの取引</p> <p>(1) 自己取引によるマーケットメイク</p> <p>(2) マーケットメイクでない取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーの取引の態様は、次に掲げるところによる。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負う銘柄について、自己取引によってマーケットメイクを行うものとする。 ・マーケットメイカーは、本取引所が必要と認める場合は、委託取引によってマーケットメイクを行うことができる。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負う銘柄について、マーケットメイクでない自己取引を行ってはならない。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負う銘柄について、マーケットメイクでない委託取引を行うことができる。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負わない銘柄について、マーケットメイクでない自己取引及び委託取引を行うことができる。 	
<p>3. 定率手数料の免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、マーケットメイカーがマーケットメイク呼び値を行う株価指数証拠金取引について、定率手数料を免除する。 	
<p>4. その他</p> <p>(1) マーケットメイカー取扱担当者</p> <p>(2) マーケットメイク用ID</p> <p>(3) 規則の変更通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーは、本取引所からの要請その他一切の通知等を受領するために、参加者端末装置の設置場所に常駐している者の中から、当該マーケットメイカーの受領代理人（マーケットメイカー取扱担当者）を選任する。 ・マーケットメイカーは、本取引所が指定するIDを、マーケットメイク用のIDとして使用する。 ・本取引所は、マーケットメイカーに関する規則を変更するときは、株価指数証 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーは、マーケットメイカー取扱担当者を選任又は変更しようとするときは、所定の届出書を本取引所に届け出る。

項 目	内 容	備 考
(4) 必要事項の決定	<p>抛金取引に係る各取引参加者及び清算参加者に事前にこれを通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、必要な事項につき細則を定め、又は必要な措置を講ずることができ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、細則を定め、又は必要な措置を講じたときは、遅滞なくマーケットメイカーに通知する。

以 上